

柳泉園での水銀汚染発生の原因究明を求める陳情

陳情事項

1. 2015年9月1日に水銀汚染が発生した原因を徹底的に調査し、その結果を市民に公表し、説明すること。
2. 上記調査は、柳泉園およびその構成自治体とは何らの利害を有しない第三者による調査組織により行うこと。
3. 同調査組織には、ごみ焼却に伴う水銀汚染発生に関する専門家を入れること。

陳情理由

第一に、水銀は、人間の健康と環境に対して有害な影響を与える有毒物質であり、撒き散らしてはいけなものです。

水銀は、水俣病の原因となった有機水銀だけでなく、焼却などによって排出される金属水銀、無機水銀にも有毒性が確認されています。

その結果、2009年国連環境計画の提案に基づき、「水銀および水銀化合物による人為的な排出および放出から人の健康と環境保護をすること」を目的とする「水銀に関する水俣条約」が2013年に日本も含めて締結され・批准を経て2016年には正式発効される予定となっています。

また、すでに、EUでは、健康への悪影響を考慮して予防原則に基づき、ごみ焼却炉での排ガス規制が行われています。

第二に、EUの規制基準(0.05 mg/Nm³/h)の3倍、0.14 mg/Nm³/hもの大量の水銀汚染が発生した原因説明に疑問があります。

1) 柳泉園では、以下のように説明しています。

①柳泉園でごみを焼却している清瀬市、東久留米市、西東京市では、水銀を含む電池や蛍光管は有害ごみとして分別収集され、焼却されないことになっている。

②収集した水銀を含む有害ごみは、個別保管をし、北海道にある水銀処理施設に送っている。

その保管量と送付量については、柳泉園と受け入れ先との間で記録をとっており、齟齬はない。

③事業系ごみとして受け入れているのは、燃えるごみのみ。持ち込み物のチェックは定期的に行っており、今まで問題は発生していない。

④今回の水銀汚染発生の原因は、事業系ごみに混入していた水銀使用機器によるものと推測される。

2) しかし、上記の説明では稼働していた2基の内、なぜ、1基だけから大量の水銀発生が起こったのか疑問です。

①柳泉園では、9月1日9時に異常値を計測したのち、9月2日の0時の時点でもEU基準を超える0.07mg/Nm³/hの水銀発生を記録しています。

これほど大量の水銀が長時間発生するには、相当量の水銀使用機器が焼却されなければ起こりえないはずですが。

②当時、稼働していた炉は、2基でした。しかし、水銀の大量発生は、1基のみで記録されているだけです。

③ごみ焼却時の作業工程では、焼却対象物は、ごみピット内で、均等化され、かつ均等に各焼却炉に投げ込まれることになっています。そうであるとしたら、稼働していた2基、両方から大量の水銀が発生してもよいはずですが。

④今回の事態が、燃えるごみとして受け入れた事業系ごみに混入していた水銀使用機器によるとの説明だけでは、なぜ、2基の内、1基のみだけから大量の水銀が発生したのか、理由がわかりません。

1基にのみ、意図的に大量の水銀使用機器が投入されたためではないか、との疑念がぬぐいきれません。

第三に、原因究明なくして再発防止はできません。

①柳泉園の説明では、水銀汚染発生原因は、事業系ごみによる水銀使用機器の混入によるものと推測していますが、推測を裏付ける資料がありません。

②事業者への聞き取り調査を実施せず、分別の徹底について注意を喚起しただけです。

③不法投棄した事業者を特定し、個別に厳重注意しなければ、再発は防げません。

④事故発生後の柳泉園の対応を見る限り、再発防止の意欲、努力が見られません。

よって、再発防止のためには、第三者調査組織による原因究明が必須です。

最後に、柳泉園は、税金を投入して運営する公的施設です。その点からも原因

の徹底調査と、その結果を市民へ説明し、公表することは必須の責務です。

2015年11月16日

柳泉園組合議会議長
渋谷 けいし 殿

市民自治井戸端会議 代表 柳田由紀子
〒202-0022 西東京市柳沢1-4-18
T/F 042-461-3246